

9/2 新聞

カードローン過剰貸し付け 今月から10行程度検査 金融庁 規制の必要性見極め

金融庁は1日、過剰な貸し付けが問題となっている銀行カードローンに関し、今月か

らメガバンクや地方銀行など10行程度を対象に立ち入り検査すると発表した。金融庁が検査の実施を事前に表明するのは異例。多重債務者の増加を助長しているなどと批判が上がる中、融資実態を把握して規制が必要かを見極めたい考えだ。

今回の検査では過剰な貸し付けを防止するために、融資上限の設定や審査基準の定期的見直しといった取り組みを適切に行っているかを調べる。

融資後も顧客の経済状況の変化を把握しているかどうかや、過度な借り入れを促すような配慮を欠いた宣伝や広告をしていないかも調査する。

全国銀行協会は今年3月、広告の自主規制や審査態勢の強化を柱とする自主規制策を

発表している。金融庁は「自主規制が不十分だと予断を持っているわけではないが、各銀行の対応が適切かどうか実態把握していく」と説明。対象はカードローン残高が多い銀行となる見通し。

銀行は現在、貸金業者に適用されている貸し付けを年収の3分の1以下に抑える総量規制の対象外だ。金融庁は「まず実態を把握したい」と規制導入には慎重な立場だが、検査の結果次第では、一段の規制に踏み切る可能性もある。

麻生太郎金融担当相は1日の閣議後記者会見で「業務運営の実態を把握したい」と検査に乗り出す方針を表明し、「金融庁としても銀行カードローンの適正化を推進したい」と強調した。